

消防法令適合通知書等事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「旅館、ホテルに係る防火安全について」（昭和56年1月24日付け消防予第21号）により示された「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」および「住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書の交付について」（平成29年12月26日付け消防予第389号）において関係行政機関が所管法令に基づいて行う許可、登録、指定、届出等（以下「許可等」という。）を行う場合に添付される消防法令に適合している旨の通知書（以下「通知書」という。）の交付、旅行関係者または個人からの照会に対する対応ならびに関係行政機関との連絡協調に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(申請等)

第2条 次の各号に掲げる許可等に必要な通知書の交付申請は、次項に掲げる区分に定める消防法令適合通知書交付申請書（以下「申請書」という。）および第4項に定める添付書類を添えて消防長または消防署長（以下「消防長等」という。）に提出させるものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可
- (2) 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設または設備の変更届出
- (3) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条または第18条第1項の規定による登録
- (4) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項または第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条規定による営業許可
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年

法律第122号) 第9条規定による構造または設備の変更等の承認、届出

- (7) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定による届出
- (8) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第4項の規定による届出

2 前項の交付申請に係る申請書は、次の各号に掲げる区分に定める申請書による。

- (1) 前項第1号から第6号までの交付申請 様式1
- (2) 前項第7号および第8号の交付申請 様式1の2

3 申請者は、防火対象物(函館市火災予防規程(平成16年函館市消防本部訓令第1号)第3条第5号に掲げる政令等対象物をいう。以下同じ。)および届出住宅(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項に基づく届出により、住宅宿泊事業を営み、または営む予定の住宅をいう。以下同じ。)またはその部分(以下「防火対象物等」という。)の管理について権原を有するものとする。

4 申請書には次の各号のうち該当する書類を添付させるものとする。ただし、一定期間内に既に消防長等に報告済みであり、消防機関において確認が可能なものについては添付を省略することができるものとする。

- (1) 防火(防災)管理者選任(解任)届出書
- (2) 消防計画作成(変更)届出書
- (3) 統括防火(防災)管理者選任(解任)届出書
- (4) 全体についての消防計画作成(変更)届出書
- (5) 防火対象物(防災管理)点検結果報告書
- (6) 防火対象物(防災管理)点検報告の特例認定通知書
- (7) 消防用設備等点検結果報告書
- (8) 製造所等定期点検記録表(写)
- (9) その他申請の審査に必要な資料

5 消防長等は、申請書が提出された場合において、次の各号に掲げる

内容を確認し、形式上の不備がないと認めるときは、これを受理するとともに、次項各号に掲げる区分に定める消防法令適合（不適合）通知書交付申請処理簿（以下「処理簿」という。）に必要事項を記載するものとする。

- (1) 申請書の記載事項
- (2) 前項に該当する書類の添付および既に消防長等に報告済みである書類

6 第1項の交付申請に係る処理簿は、次の各号に掲げる区分に定める処理簿による。

- (1) 第1項第1号から第6号までの交付申請 別記1
- (2) 第1項第7号および第8号の交付申請 別記1の2
(審査等)

第3条 消防長等は、申請のあった防火対象物等の消防法令適合状況を審査するときは、次の各号に掲げる区分に定める消防法令適合判定書（以下「判定書」という。）の審査基準について、書類審査および立入検査により確認し、適否の判定を行わなければならない。ただし、申請のあった日から起算して6か月以内に行なった立入検査において、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）または法に基づく命令もしくは函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号）の遵守の状況が優良なものとして、判定書の審査基準（立入検査において確認する部分に限る。）に適合するものであると認められるときは、立入検査を省略することができる。

- (1) 前条第1項第1号から第6号までの交付申請 別記2
- (2) 前条第1項第7号および第8号の交付申請 別記2の2
(通知書の交付等)

第4条 消防長等は、前条に定める判定の結果に応じて、次の各号に掲げる通知書を申請者に交付するものとする。

- (1) 第2条第1項第1号から第6号までの交付申請の判定結果が消防法令に適合しているときは、様式2に定める消防法令適合通知書による。

(2) 第2条第1項第7号および第8号の交付申請の判定結果が消防法令に適合しているときは、様式2の2に定める消防法令適合通知書による。

(3) 消防法令に適合していないときは、様式3に定める消防法令不適合通知書による。

2 前項の規定により、通知書を交付するときは、次の各号に掲げる区分に定める消防法令適合（不適合）通知書交付簿および処理簿にその旨を記載するものとする。

(1) 第2条第1項第1号から第6号までの交付申請 別記3

(2) 第2条第1項第7号および第8号の交付申請 別記3の2
(適用除外)

第5条 防火基準適合表示要綱（平成26年3月26日付け函消予。以下「表示要綱」という。）第4条に定める表示マークが交付されている防火対象物等の申請者が行う申請にあっては、第2条第4項および第5項第2号、第3条ならびに前条第1項第3号の規定は、適用しないものとする。

(照会および回答)

第6条 消防長等は、旅館、ホテルにおける防火安全に関することについて、旅行関係者から、様式4に定める旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書（これに準じた照会書を含む。）により照会があったときは、表示要綱第4条に基づき交付される表示マークの交付状況等について、様式5に定める旅行関係者からの照会に対する回答書により通知するものとする。

2 消防長等は、住宅宿泊事業における届出住宅の防火安全に関することについて、旅行関係者または個人から、様式4の2に定める届出住宅の消防法令等適合状況に関する照会書（これに準じた照会書を含む。）により照会があったときは、消防用設備等の点検結果の報告状況等について、様式5の2に定める旅行関係者または個人からの照会に対する回答書により通知するものとする。

(関係行政機関との連絡協調)

第7条 消防長等は、他の関係行政機関から防火安全に関する事項等について通知があったときは、これに適切に対応するとともに、その結果を当該機関に通知するものとする。

2 消防法令適合通知書の交付に際し、旅館、ホテルまたは届出住宅の許可等を担当する部局との調整等により、通知書によらず、他の方法によることができる場合には、当該方法によることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記1（第2条、第4条関係）

消防法令適合（不適合）通知書交付申請処理簿

受付番号	受付年月日	対象物等名称	申請者氏名	申請理由区分	申請建物区分	交付番号	交付年月日	適合別	備考

備考 1 申請理由区分は、第2条第1項各号の別を、申請建物区分は「全体」・「部分」の別を記入する。

2 適合別は、「適合」・「不適合」の別を記入する。

別記1の2（第2条、第4条関係）

消防法令適合（不適合）通知書交付申請処理簿

受付番号	受付年月日	届出住宅の名称	申請者氏名	申請理由区分	申請建物区分	交付番号	交付年月日	適合別	備考

備考 1 申請理由区分は、第2条第1項各号の別を、申請建物区分は「全体」・「部分」の別を記入する。

2 適合別は、「適合」・「不適合」の別を記入する。

別記2（第3条関係）

消防法令適合判定書

防火対象物名称	(ホテル・旅館名)					
審査年月日	年月日	審査員職・氏名				
審査項目	審査基準	該当の有無		判定		
1 防 火 管 理 等	(1) 防火対象物の点検および報告 (2) 防火管理者等の届出 (3) 自衛消防組織の届出 (4) 防火管理に係る消防計画	消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の2の規定により、点検および報告が行われていること。または、法第8条の2の3の規定により点検および報告の特例の認定がされていること。 なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出等の内容を確認すること。 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第3条第1項および第3条の2第1項の規定により、防火管理者選任（解任）の届出、防火管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第4条の2の4に規定する防火対象物にあっては、法第8条の2の5第2項に規定する自衛消防組織設置（変更）の届出がされていること。	有□	無□	適□	否□
	防火管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。 ア 自衛消防の組織の編成、任務の分担および指揮命令系統に関する事項 イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査および当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項 ウ 消防用設備等または特殊消防用設備等の点検および整備ならびに当該点検の結果に基づく措置に関する事項 エ 避難施設の点検および維持管理ならびに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項 オ 防火上の構造の点検および維持管理に関する事項 カ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項 キ 防火管理上必要な教育に関する事項 ク 消火、通報および避難訓練の実施に関する事項 ケ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡および避難誘導に関する事項 コ 防火管理について消防機関との連絡に関する事項 サ 増築、改築、移転、修繕または模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者またはその補助者の立会いその他火気の使用または取扱いの監督に関する事項 シ アからサに掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項 ス 令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。セにおいて同じ。）にあっては、次に掲げる事項 (ア) 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項 (イ) 自衛消防組織の要員に対する教育および訓練に関する事項 (ウ) その他自衛消防組織の業務に關し必要な事項 セ 令第4条の2の5第2項に規定により、令第4条の2の4の防火対象物につき、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、次に掲げる事項 (ア) 自衛消防組織に関する協議会の設置および運営に関する事項 (イ) 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項 (ウ) 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項 (エ) その他自衛消防組織の運営に關し必要な事項 ソ 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）および関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている防火対象物にあっては、防火管理上必要な業務の受託者の氏名および住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）ならびに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項 タ その管理について権原が分かれている防火対象物にあっては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項 チ 消火および避難訓練の実施回数に関する事項（当該消火および避難訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）	有□	無□	適□	否□	
(5) 統括防火管理者等の届出	法第8条の2の規定により、統括防火管理者の選任（解任）の届出、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出されていること。	有□	無□	適□	否□	
(6) 防火・避難施設等	法第8条の2の4の規定により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について、避難の障害となる物件が放置され、またはみだりに存置されていないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、またはみだりに存置されていないように管理されていること。	有□	無□	適□	否□	
(7) 防炎対象物品の使用	法第8条の3の規定により、防炎対象物品が使用されていること。また、当該防炎対象物品に法第8条の3第2項、第3項および第5項の規定に従って表示が付されていること。	有□	無□	適□	否□	

	(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵または取扱いの開始(廃止)届出	法第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防または消火活動に重大な支障を生じるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、または取り扱っている場合（法第9条の3第1項ただし書きに規定する場合を除く。）には、その旨の届出されていること。	<input type="checkbox"/> 有 □ <input type="checkbox"/> 無 □ <input type="checkbox"/> 適 □ <input type="checkbox"/> 否 □
	(9) 火気使用設備・器具	法第9条に基づいて条例で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱その他火気の使用に関する制限等の基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 有 □ <input type="checkbox"/> 無 □ <input type="checkbox"/> 適 □ <input type="checkbox"/> 否 □
2 防 災 管 理 等	(10) 少量危険物・指定可燃物	ア 法第9条の4に基づいて条例で定められている規定により、法第9条の4に規定する指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）および指定可燃物が貯蔵し、取り扱われていること。	<input type="checkbox"/> 有 □ <input type="checkbox"/> 無 □ <input type="checkbox"/> 適 □ <input type="checkbox"/> 否 □
		イ 条例で定められる規定により、少量危険物貯蔵取扱所および指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造および設備が設置および管理されていること。	<input type="checkbox"/> 有 □ <input type="checkbox"/> 無 □ <input type="checkbox"/> 適 □ <input type="checkbox"/> 否 □
		ウ 条例で定められる規定により、火災の要因を把握するとともに、保安に関する計画が作成され、火災予防上有効な措置が講じられていること。	<input type="checkbox"/> 有 □ <input type="checkbox"/> 無 □ <input type="checkbox"/> 適 □ <input type="checkbox"/> 否 □
	(11) (1)から(10)に掲げるもののほか、法または法に基づく命令に規定する事項に関し市長が定める基準を満たしていること。		<input type="checkbox"/> 有 □ <input type="checkbox"/> 無 □ <input type="checkbox"/> 適 □ <input type="checkbox"/> 否 □
(3) 防災管理に係る消防計画	(1) 防災管理対象物の点検および報告	法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定にする点検および報告が行われていること。または、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項の規定にする点検および報告の特例の認定がされていること。 なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出等の内容を確認すること。	<input type="checkbox"/> 有 □ <input type="checkbox"/> 無 □ <input type="checkbox"/> 適 □ <input type="checkbox"/> 否 □
		規則第51条の8第1項の届出および規則第51条の9において準用する第3条の2第1項の規定により、防災管理者選任（解任）の届出書、防災管理に係る消防計画の作成（変更）の届出されていること。	<input type="checkbox"/> 有 □ <input type="checkbox"/> 無 □ <input type="checkbox"/> 適 □ <input type="checkbox"/> 否 □
	防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。		
	ア 自衛消防組織の編成、任務分担および指揮命令系統に関する事項		
	イ 避難施設の点検および維持管理ならびに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項		
	ウ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項		
	エ 防災管理上必要な教育に関する事項		
	オ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項		
	カ 防災管理について関係機関との連携に関する事項		
	キ オに掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検討及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項		
	ク アからキに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項		
	ケ 令第45条第1項に掲げる災害（以下この号において「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項		
	(ア) 地震発生時における建築物その他の工作物および建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定および当該想定される被害に対する対策に関する事項		
	(イ) 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査および当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項		
	(ウ) 地震による被害の軽減のために必要な設備および資機材の点検ならびに整備ならびに当該点検の結果に基づく措置に関する事項		
	(エ) 地震発生時における家具、什器その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒および移動の防止のための措置に関する事項		
	(オ) 地震発時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に関する事項		
	(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項		
	コ 令第45条第2項に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項		
	(ア) 令第45条第2項に掲げる災害発時における通報連絡および避難誘導に関する事項		
	(イ) (ア)に掲げるもののほか、建築物および工作物における令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な事項		
	サ 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者および関係者に雇用されている者（当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている建築物その他の工作物にあっては防災管理上必要な業務の受託者の氏名および住所（法人にあっては、名称および主たる事務所の所在地）ならびに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲および方法に関する事項		
	シ その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあっては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項		
	ス 避難訓練の実施回数に関する事項（当該訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）		
(4) 総括防災管理者等の届出	法第36条第1項において準用する法第8条の2の規定により、総括防災管理者の選任（解任）の届出、建築物その他工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出されていること。		

3 消 防 用 設 備 等	消防用設備等または特殊消防用設備等が、次に掲げるところにより、法第17条、第17条の2の5、第17条の3及びこれらに基づく命令並びに条例の規定に従つて、設置されていなければならないものとする。					
	ア 令第10条第1項および第3項ならびに条例第39条の規定により、消火器、簡易消火用具が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
(1) 消防用設備等または特殊消防用設備等の設置および維持等	イ 令第11条第1項、第2項および第4項ならびに条例第41条の規定により、屋内消火栓設備が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	ウ 令第12条第1項、第2項および第4項の規定により、スプリンクラー設備が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	エ 令第13条の規定により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備または粉末消火設備が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	オ 令第19条第1項、第2項および第4項の規定により、屋外消火栓設備が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	カ 令第20条第1項、第2項および第5項の規定により、動力消防ポンプ設備が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	キ 令第21条第1項および第3項並びに条例第42条の規定により、自動火災報知設備が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	ク 令第21条の2第1項の規定により、ガス漏れ火災警報設備が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	ケ 令第22条第1項の規定により、漏電火災警報器が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	コ 令第23条第1項および第3項の規定により、消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	サ 令第24条第1項から第3項までおよび第5項の規定により、非常警報器具または非常警報設備が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	シ 令第25条第1項および第2項第1号ならびに条例第43条の規定により、避難器具が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	ス 令第26条第1項および第3項の規定により、誘導灯および誘導標識が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	セ 令第27条第1項および第2項ならびに条例第45条の規定により、消防用水が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	ソ 令第28条第1項および第3項の規定により、排煙設備が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	タ 令第28条の2第1項、第3項および第4項の規定により、連結散水設備が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	チ 令第29条第1項の規定により、連結送水管が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	ツ 令第29条の2第1項の規定により、非常コンセント設備が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	テ 令第29条の3第1項の規定により、無線通信補助設備が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
(2) 消防用設備等の点検報告	ト アからテの規定にかかわらず、令第29条の4第1項の規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあっては、引き続き、同項に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると消防署長が認めた状況で設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	ナ アからトの規定にかかわらず、現に令第32条の規定が適用されている消防用設備等にあっては、引き続き同条の規定の適用を消防署長が認めた状況で設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	ニ アからナの規定にかかわらず、法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等にあっては、同項の規定する設備等設置維持計画に従つて設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	ヌ アからニの規定にかかわらず、法第17条の2の5第1項の規定が適用される消防用設備等にあっては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により、設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	ネ ヌに掲げるもののほか、法第17条の3第1項の規定が適用される消防用設備等にあっては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により、設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	ノ 法第17条の3の2の規定により、消防用設備等または特殊消防用設備等の設置の届出を行い、消防機関の検査を受けていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	法第17条の3の3の規定により、消防用設備等または特殊消防用設備等の点検および報告がされていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	法第17条の3の3の規定により、消防用設備等または特殊消防用設備等の点検および報告がされていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
4 危 険 物 施 設	(1) 危険物の貯蔵・取扱いの制限等	ア 法第10条第3項の規定により、危険物が貯蔵され、または取り扱われていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
		イ 法第10条第4項の規定により、製造所等の位置、構造および設備が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	(2) 製造所等の設置、変更等	ア 法第11条第1項の規定により、許可を受けていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
		イ 法第11条第5項の規定により、完成検査を受けていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
		ウ 法第11条第6項の規定により、譲渡または引渡の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	(3) 危険物の品名、数量または指定数量の倍数変更の届出	法第11条の4第1項の規定により、危険物の品名、数量または指定数量の倍数変更の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	(4) 製造所等の維持、管理	法第12条の規定により、製造所等の位置、構造および設備が維持されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	(5) 危険物の保安に関する業務を統括管理する者	法第12条の7第2項の規定により、危険物保安統括管理者の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
(6) 危険物の保安を監督する者	法第13条第2項の規定により、危険物保安監督者の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
	法第13条第3項の規定により、危険物取扱者以外の者により危険物の取扱いが行われていないこと。 (甲種危険物または乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
(7) 危険物取扱者講習	法第13条の23の規定により、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が保安講習を受講していること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	
(8) 危険物施設保安員	法第14条の規定により、危険物施設保安員が定められ、保安のための適切な業務が行われていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	

(9) 予防規程	法第14条の2の規定により、予防規程の認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
(10) 製造所等の定期点検等	法第14条の3の2の規定により、定期点検が行われ、その記録が作成され、および保存がされていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
(11) 自衛消防組織の設置	法第14条の4の規定により、自衛消防組織が設置されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
(12) 基準の特例	(1)イの規定にかかわらず、危政令第23条の規定が適用されている製造所等にあっては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置および維持されていること。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否

別記2の2（第3条関係）

消防法令適合判定書

届出住宅名称	(防火対象物名称)							
審査年月日	年月日	審査員職・氏名						
審査基準	該当の有無 判定							
(1) 防火・避難施設等の管理	消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の4、函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号。以下「条例」という。）第6章関係							
(2) 防炎対象物品の使用	法第8条の3関係							
(3) 火気使用設備・器具の位置、構造および管理等	法第9条、条例第3章関係							
(4) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵または取扱いの開始（廃止）届出	法第9条の3、危険物の規制に関する政令第1条の10関係							
(5) 少量危険物・指定可燃物の貯蔵および取扱い等	法第9条の4、条例第4章関係							
(6) 消防用設備等の設置および維持等	法第17条、条例第3章の2、第5章関係							
(7) 避難経路図の掲示および携帯用電灯の常備	条例第49条の2関係							
(8) (1)から(7)に掲げるもののほか、法または法に基づく命令に規定する事項に関し市長が定める基準を満たしていること。								

※ 住宅宿泊事業開始に伴う留意事項

確認項目	該当の有無	
防火管理体制	(1) 防火管理者の選任、消防計画、消火訓練等（法第8条関係） 防火管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有□ 無□
	(2) 統括防火管理者の選任、消防計画、消火訓練等（法第8条の2関係） 統括防火管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有□ 無□
	(3) 防火対象物点検および報告（法第8条の2の2関係） 防火対象物点検および報告に係る、他の所有者との協議について	有□ 無□
	(4) 自衛消防組織の届出等（法第8条の2の5関係） 消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物における自衛消防組織に係る、他の所有者との協議について	有□ 無□
防災管理体制	(1) 防災管理者の選任、消防計画、避難訓練等（法第36条関係） 防災管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有□ 無□
	(2) 統括防災管理者の選任、消防計画、避難訓練等（法第36条関係） 統括防災管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有□ 無□
	(3) 防災管理点検および報告（法第36条関係） 防災管理点検および報告に係る、他の所有者との協議について	有□ 無□
消防用設備等	消防用設備等の点検および報告（法第17条の3の3） 消防用設備等の点検および報告について	有□ 無□

別記3（第4条関係）

消防法令適合（不適合）通知書交付簿

別記3の2（第4条関係）

消防法令適合（不適合）通知書交付簿

様式 1 (第 2 条関係)

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

函館市消防長（消防署長）様

申請者

住 所

(法人の場合は、名称および代表者氏名)

氏 名

連絡先

下記の旅館またはホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1 名称

2 所在地

3 申請理由区分

- 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条の規定による営業の許可
- 旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）第 4 条の規定による施設または設備の変更届出
- 国際観光ホテル整備法（昭和 24 年法律第 279 号）第 3 条または第 18 条第 1 項の規定による登録
- 国際観光ホテル整備法（昭和 24 年法律第 279 号）第 7 条第 1 項または第 18 条第 2 項において準用する第 7 条第 1 項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 3 条規定による営業許可
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 9 条規定による構造または設備の変更等の承認、届出

※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、A4 とすること。

2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□印にレを記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式 1 の 2 (第 2 条関係)

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

函館市消防長（消防署長）様

申請者

住 所

(法人の場合は、名称および代表者氏名)

氏 名

連絡先

下記の届出住宅の部分（当該部分からの避難経路に係る部分を含む。）について、消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1 名称

2 所在地

3 届出住宅に関する事項等

(1) 面積

届出住宅が存する防火対象物の延べ面積 (m ²)	届出住宅部分の床面積 (m ²)	宿泊室（宿泊者の就寝の用に供する室）の床面積の合計 (m ²)

(2) その他の事項

- 住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在（住宅宿泊事業法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）とならない。

4 申請理由

- 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出
 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第4項の規定による届出

※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、A4 とすること。

2 該当する場合は、□印にレを記入すること。

3 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項または第4項の規定による届出または当該届出書に添付することを予定している書類を確認する場合や当該書類の写しの提出を求める場合があります。

4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式 2 (第4条関係)

消防法令適合通知書

第 号
年 月 日

様

函館市消防長（消防署長）印

年 月 日付けで交付申請のあった下記の旅館またはホテルについて、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

1 名称

2 所在地

3 申請者氏名

4 立入検査実施日 年 月 日

5 申請理由区分

- 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可
- 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設または設備の変更届出
- 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条または第18条第1項の規定による登録
- 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項または第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条規定による営業許可
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条規定による構造または設備の変更等の承認、届出

6 備考

備考 1 この用紙の大きさは、A4とすること。

2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□にレを記入すること。

様式 2 の 2 (第 4 条関係)

消防法令適合通知書

第 号
年 月 日

様

函館市消防長（　　消防署長）印

年 月 日付けで交付申請（別添）のあった下記の届出住宅の部分（当該部分からの避難経路に係る部分を含む。）については、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

1 名称

2 所在地

3 申請者氏名

4 立入検査実施日 年 月 日

5 申請理由区分

- 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の規定による届出
- 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 4 項の規定による届出

6 備考

備考 1 この用紙の大きさは、A4 とすること。

2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□に✓を記入すること。

様式 3 (第4条関係)

消防法令不適合通知書

第 号

年 月 日

様

函館市消防長（　　消防署長）印

年　　月　　日付けで交付申請のあった下記の旅館、ホテルまたは届出住宅の部分（当該部分からの避難経路に係る部分を含む。）については、審査の結果、消防法令に適合していないため通知する。

記

1　名称

2　所在地

3　申請者氏名

4　立入検査実施日　　年　　月　　日

5　消防法令に適合していない理由

備考　この用紙の大きさは、A4とすること。

様式 4 (第6条関係)

旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書

年 月 日

函館市消防長（消防署長）様

(法人・団体の代表者)

住 所

氏 名

下記の旅館またはホテルの消防法令等の適合状況について照会いたします。

記

1 名称（旅館またはホテルの名称）

2 所在地（旅館またはホテルの所在地）

3 照会理由

4 滞在期間

未定

予定(～)

5 備考

※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、A4とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式 4 の 2 (第 6 条関係)

届出住宅の消防法令等適合状況に関する照会書

年 月 日

函館市消防長（消防署長）様

住 所
氏 名

下記の届出住宅の消防法令等の適合状況について照会いたします。

記

- 1 名称（届出住宅または建物の名称）
- 2 所在地（届出住宅または建物の所在地）
- 3 照会理由
- 4 滞在期間
 未定
 予定 (~)
- 5 備考

※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、A4 とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式5（第6条関係）

旅行関係者からの照会に対する回答書

年　月　日

様

函館市消防長（消防署長）

年　月　日付けで照会のあった下記旅館またはホテルの消防法令等の適合状況について、次のとおり回答します。

記

1　名称

2　所在地

3　代表者氏名

4　表示マーク交付状況等

表示マーク交付済

交付年月日　　年　月　日
有効期間　　年　月　日　～　年　月　日

表示マーク不交付

(理由)

(届出等の状況)

防火（防災）管理者選任（解任）に係る届出　(届出済 未届出)

防火（防災）管理に係る消防計画　　(届出済 未届出)

・訓練実施日

　　消火訓練　　年　月　日
　　避難訓練　　年　月　日

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果

　　(報告済 未報告)

防火対象物（防災管理）点検結果

　　(報告済 未報告)

その他（
　　）

5　備考

備考 1 この用紙の大きさは、A4とすること。

2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

3 表示マークが火災の発生等により一時的に留保されている場合は、「交付済」とし、備考欄にその旨を記載すること。

4 届出等の状況における実施日等については、直近の年月日を記載すること。

様式 5 の 2 (第 6 条関係)

旅行関係者または個人からの照会に対する回答書

年 月 日

様

函館市消防長（消防署長）

年 月 日付けで照会のあった届出住宅の消防法令等の適合状況について、次のとおり回答します。

記

1 届出住宅または建物の名称

2 所在地

3 代表者氏名

4 消防法令適合状況 (適合 不適合)

5 届出等の状況

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果 (報告済 未報告)
 その他（ ）

6 備考

備考 1 この用紙の大きさは、A4 とすること。

2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。